

郡山市（湖南町）・猪苗代町で浄化槽を設置される皆さまへ

身近な川や猪苗代湖を守るために

県民共有の財産である猪苗代湖の水質保全のため、福島県では「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を改正し、平成25年4月1日より流域内で新たに浄化槽を設置する場合には、窒素・りん除去型浄化槽の設置が義務付けとなりました。

また、条例改正前に住宅施設に設置された単独処理浄化槽やくみ取便所についても、窒素・りん除去型への付け替えを促進しています。

各家庭からの生活排水に含まれる「窒素」や「りん」は、湖の富栄養化の一因となるおそれがあります。そこで窒素・りん除去型浄化槽を設置することにより、生活排水中の「窒素」や「りん」を排水前に取り除くことができ、湖の水質保全に効果があると考えられています。



©松本零士

猪苗代湖流域で新築に伴い窒素・りん除去型浄化槽を設置される方には、これまでどおり通常型浄化槽の設置費用との差額相当分の補助がなされます。

また、単独処理浄化槽を廃止して窒素・りん除去型浄化槽を設置される方には、差額相当分の補助に加え、定額の追加補助及び宅内配管工事費の一部補助がなされます。

（上記以外にも、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽の撤去費用に対する補助がありますので、各市町村にお問い合わせください。）

お問い合わせ先

- 条例・猪苗代湖の水質について
福島県生活環境部水・大気環境課 TEL 024 - 521 - 7258
- 浄化槽への補助金について
（補助金の手続きについては各市町村の窓口にお問い合わせください）
 - ・郡山市 上下水道局お客様サービス課 浄化槽係 TEL 024 - 932 - 7666
 - ・猪苗代町 上下水道課 下水道係 TEL 0242 - 62 - 5633

※ 会津若松市湊地区では、市が浄化槽設置を実施しています。

